

低入札価格調査制度の取扱いの運用について

(平成20年9月29日建管-1605)

1 「秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成9年8月8日付け監-1397）」について

(1) 第3条第1項関係

落札決定を保留する旨の告知は、電子入札システムにあつては「保留通知書」により行うものとする。

(2) 第5条第1項関係

落札者を決定した場合の通知は、電子入札システムにあつては「入札結果通知書」により行うものとする。

(3) 様式第3号付表2関係

失格判断基準調査は、様式第3号付表2により行うものとしているが、担当職員は同表への記入ミス、計算間違い等がないよう十分注意するとともに、入札参加資格確認審査時に同表を添付するなどの方法により、複数の職員のチェック機能が働くよう考慮すること。

(4) その他

低入札価格調査で設定する各基準額の端数処理方法は別紙のとおりとする。

2 「中小建設業者の受注機会の確保対策について（平成15年4月18日付け建管-228）」について

第4ア（イ）関係

開札を始めてから、一の工事において調査基準価格を下回る入札が確認された場合は、当該工事及び当該工事以降の落札決定を保留し、失格判断基準調査及び工事履行の確実性に関する簡易調査を行ったうえで、第4ア（ア）及び（イ）のいずれかに該当することとなった者を他の工事の入札に参加できないものとする。

3 「低入札価格調査制度対象工事における受注者側技術者の増員配置の取扱いについて（平成17年3月31日付け建管-2964）」について

増員配置の可否の確認は、入札時に提出される秋田県条件付き一般競争入札実施要綱様式第3号により行うものとする。

(平成20年9月29日建管-1605 一部改正 (平成20年10月1日から施行))

(平成21年6月30日建管-882 一部改正 (平成21年7月1日から施行))

(平成23年9月21日建管-1282 一部改正 (平成23年10月1日から施行))

(平成25年5月27日建政-438 一部改正 (平成25年6月1日から施行))

(平成26年3月14日建政-2017 一部改正 (平成26年4月1日から施行))

(平成27年7月27日建政-701 一部改正 (平成27年8月1日から施行))

(平成30年1月29日建政-1254 一部改正)

改正後の規定は、平成30年2月5日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

(令和4年3月7日建政-1370 一部改正 (令和4年4月1日から施行))

2 この通知による改正後の規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

別紙

端数処理の考え方

1. 調査基準価格→ア

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.7=ア
(千円未満を切り捨て)

2. 失格判断基準価格

失格判断基準価格→イ

入札価格の低い10者の平均入札価格×0.95(調査対象者数に応じ0.95から0.99の範囲内で当該係数が変動)=イ(千円未満を切り捨て)

3. 工事履行の確実性に関する簡易調査

(1) 簡易調査①=ウ

設計上の純工事費の額×0.8×0.95(調査対象者数に応じ0.95から0.99の範囲内で当該係数が変動)=ウ(千円未満を切り捨て)

(2) 簡易調査②=エ

設計上の現場管理費相当額×0.8×0.95(調査対象者数に応じ0.95から0.99の範囲内で当該係数が変動)=エ(千円未満を切り捨て)